

河南町入札参加業者資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事、地質調査、測量、設計監理等及び物品買入等の入札に参加することができる者の資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 提出要綱 河南町一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出要綱（平成18年河南町告示第105号）をいう。
- (2) 入札参加申請者 提出要綱第1条の規定により一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）を提出した者をいう。
- (3) 経営事項審査 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項についての審査をいう。
- (4) 資格審査会 河南町入札参加業者資格審査会規程（平成17年河南町規程第5号）第1条に規定する河南町入札参加業者資格審査会をいう。
- (5) 資格審査 資格審査会が行う入札参加資格の審査をいう。
- (6) 町内業者 第6条の基準日において河南町内に営業所（建設工事にあつては法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）を有し、かつ、法人にあつては、その営業所が商業登記簿に記載されているものをいい、個人にあつては、その代表者が河南町の住民基本台帳又は外国人登録原票に記載又は登録されている者をいう。
- (7) 町内本店業者 町内業者のうち、本町と契約する営業所が本店であるものをいう。
- (8) 町内支店業者 町内業者のうち、町内本店業者以外の者をいう。

- (9) 町外業者 入札参加を認められる者（以下「有資格業者」という。以下同じ。）のうち、町内業者以外の者をいう。
- (10) 暴力団員 河南町暴力団排除条例（平成25年河南町条例第21号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
- (11) 暴力団密接関係者 条例第2条第3号に規定する者をいう。

（入札参加資格の制限）

第3条 町長は、入札参加申請者のうち次の各号のいずれかに該当する者については、入札に参加する資格を与えないものとする。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人若しくは被補助人等契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 次に掲げる税に未納の額がある者
 - ア 法人税（個人事業所の場合にあっては所得税）、消費税及び地方消費税
 - イ 府内の本店又は支店で契約をしようとする者にあつては法人事業税（個人事業所の場合にあっては個人事業税）
 - ウ 河南町内の本店又は支店で契約しようとする者にあつては、町税
- (4) 営業について免許、許可又は登録を要する業務で、当該免許、許可又は登録を受けていない者
- (5) 河南町暴力団排除条例施行規則（平成25年河南町規則第37号）第3条第5号アからエに規定する者が、暴力団員又は暴力団密接関係者である者
- (6) 審査申請書の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者
- (7) 経営事項審査の結果において年平均完成工事高合計額のない者
- (8) 建設工事の入札参加申請者のうち、次に掲げる保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していない者。ただし、社会保険について各法令で適用が除外されている者を除く。
 - ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険
 - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険

ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険

（資格審査の時期）

第4条 資格審査は、3会計年度ごとに行うものとする。ただし、提出要綱第2条各号に定める追加提出を認めた時にあっては、資格審査を行わない会計年度においても、これを行うことができる。

（資格審査）

第5条 町長は、入札参加申請者について、資格審査会の審査に付したうえ、有資格業者を決定し、その者を有資格業者名簿に登載するものとする。

2 前項の名簿は、建設工事にあつては様式第1号、地質調査、測量、設計監理等については様式第2号、物品買入等については様式第3号とする。

（町内業者の基準日及び取り扱い）

第6条 第2条第6号に規定する基準日は、毎年の審査申請書の提出期間の末日とする。

2 町内業者としての要件を欠いた場合は、その時点から町外業者として取り扱う。

3 町内支店業者が町内本店業者としての要件を満たした場合の取り扱いについては、第1項の規定を準用する。

4 町内本店業者がその要件を欠き町内支店業者となった場合、その時点から町内支店業者として取り扱う。

（業種及び等級）

第7条 建設工事における有資格業者については、法別表第1の上欄に掲げる建設工事の区分により、等級A、B、C、D、Eのいずれかに格付けを行うものとする。

（格付け）

第8条 町長は、提出要綱第2条第1項に定める建設工事の提出年（同条ただし書きの追加提出を認めた場合は当該追加提出年を含む。）において提出された審査申請書のうち、建設工事の有資格業者について、資格審査会の審査に付したうえ、格付けを決定するものとする。

2 町内業者については、前項の規定にかかわらず毎年度格付けを行う。

(格付け基準)

第9条 格付けは、提出要綱第2条に定める提出期間の最終日に受付済の経営事項審査の結果の総合評定値（審査基準日が申請書の提出最終日前1年7月以内のもののうち、直近のものとする。以下「総合評定値」という。）を等級評点とし、別表に掲げる基準に基づき行う。ただし、町内本店業者については、当該総合評定値に50点を加算したものを等級評点とする。

2 共同企業体の格付けは、「中小企業の振興について」（建設事務次官通達昭和37年11月27日付け建設省発計第79号）の別紙2「共同企業体の資格審査要領」中「2客観的事項の審査」により算定した点数を等級評点として、別表により行う。ただし、共同企業体の等級評点については、前項ただし書の規定は適用しないものとする。

3 格付けは、有資格業者が第1希望及び第2希望としている工事について行う。ただし、町内業者の格付けについては、第1希望から第7希望としている工事について行うことができる。

(格付け等の通知)

第10条 町長は、入札参加申請者から様式第4号により請求があるときは、第8条の規定による格付け結果を様式第5号により通知するものとする。

2 町長は、第5条第1項の審査の結果、有資格業者名簿に登載しないことを決定した入札参加申請者に対しては、その理由を付して様式第6号により通知するものとする。

(格付けの変更等)

第11条 町長は、特に格付けの調整の必要を認めるときは、格付けを変更することができる。

2 町長は、町内本店業者がその要件を欠いたときは、格付けを変更することができる。

3 町長は、請負契約を履行しない有資格業者、経営状況が特に悪い有資格業者を失格又は降級することができる。

4 町長は、審査申請書等の重要な事項について虚偽の記載をした入札参加申請者又は有資格業者を失格又は降級することができる。

5 前2項の規定により格付けの変更等を行ったときは、様式第6号により

その旨を通知するものとする。

(総合評定値の更新)

第12条 有資格業者のうち格付けを有する者は、新たに総合評定値の通知を受けた時は、遅滞なくその写しを町長に提出しなければならない。

(資格の承継及び再審査)

第13条 町長は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当し、入札参加資格承継承認申請書の提出があったときは、資格審査会の審査に付したうえ、別に定めるところにより承継を承認することができる。ただし、第1号に該当する場合は、第3条及び第5条から第9条の規定を適用し、第2号に該当する場合は、第3条の規定を適用する。

(1) 有資格業者の法人が合併、分割又は営業譲渡したとき

(2) 有資格業者の個人が死亡したとき

2 前項ただし書による適用については、第8条中「提出要綱第2条第1項に定める建設工事の提出年(同条ただし書きの追加提出を認めた場合は当該追加提出年を含む。)において提出された審査申請書のうち、建設工事の有資格業者」を「入札参加資格承継承認申請書の提出のあった者」と、第9条中「提出要綱第2条に定める提出期間の最終日」を「入札参加資格承継承認申請書の提出時」と読み替えるものとする。

3 第1項の資格審査は、第4条の規定にかかわらず、随時行うことができる。

第14条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については町長がその都度定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は公布の日から施行する。(平成22年1月4日告示第1号)

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、既に有資格業者名簿に登載されている者の取扱については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

別表

法別表第 1 の上欄に掲げる建設工事で建築工事一式を除いたもの

等 級	等級評点
A	1281 以上
B	991～1280
C	691～990
D	611～690
E	610 以下

建築工事一式

等 級	等級評点
A	1331 以上
B	951～1330
C	691～950
D	611～690
E	610 以下